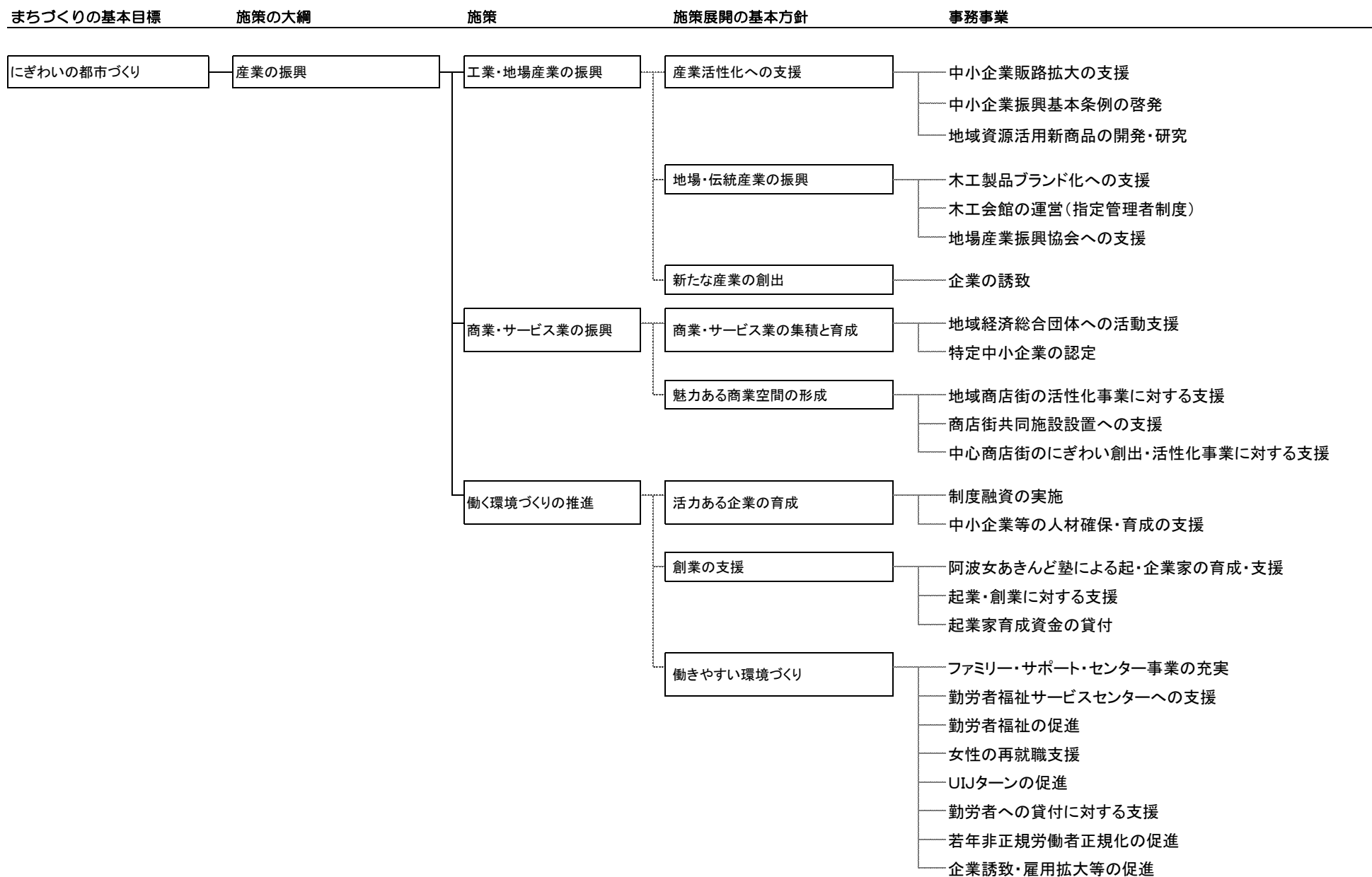


平成 29 年度に向けての
中小企業振興施策の方向性

(検討資料)

平成28年度 中小企業関係施策の状況（雇用・労働関係事業含む）



1 産業活性化への支援

【施策の方針】

- ◆ 中小企業者による、高付加価値の商品開発を促進するとともに、首都圏や海外等の大規模市場に向けた販路開拓に対する支援を行う。
- ◆ 地域経済の持続性を高めるため、域内における経済循環の拡大を図る。

【実施予定の施策】

(1) 地域資源活用新商品開発支援事業（新規）

平成28年度に行う基礎調査を元に、有望な地域資源を選定した上で、資源の付加価値を高める新商品の開発に向けた取組に対して費用の一部を補助する。

また、民間主導で、藍の本場である徳島を全国にプロモーションする事業に対し、その事業に要する経費の一部を助成する。

(2) 中小企業販路拡大支援事業

① 中小企業販路拡大支援事業補助

中小企業における、首都圏などの大規模市場への製品の販路拡大を目指した展示会出展、専門家を活用した営業活動、及び製品開発・改良を行う事業に対して、費用の一部を補助する。

また、海外での販路拡大を目指す中小企業に対して、情報提供や市場調査、通訳等に要する費用の支援や、ジェトロと連携した販路拡大支援を行う。

② 首都圏におけるテストマーケティング事業

販路拡大を目指す中小企業に対し、大規模市場のニーズや商品に対する消費者の評価を把握し、その後の商品改良や販路拡大に繋げていくことを目的として、首都圏の店舗においてテストマーケティングを行う。

2 新たな産業の創出

【施策の方針】

- ◆ 地元雇用の促進を目的として、従来の企業誘致施策の拡充を図るとともに、オフィス活用型企業誘致施策を創設する。また、国の新たな制度等を活用し、首都圏からの企業の本社機能移転を促進する。

【実施予定の施策】

(3) 企業誘致・雇用拡大等推進事業（拡充）

雇用の場を確保するため、企業誘致奨励措置を講じている工場、情報通信関連事業所関

連の地元雇用奨励施策の拡充を図るとともに、中心市街地の空きオフィスへ入居する場合の事務所賃料の補助制度を設ける。また、本社機能移転、地元企業の本社機能強化に対する奨励措置を設ける。

3 魅力ある商業空間の形成

【施策の方針】

- ◆ まちづくりの核となる商店街の活性化を図るため、商店街における空き店舗の活用やイベント等による賑わい創出、まちづくり研究事業等、共同施設等の事業を支援する。

【実施予定の施策】

(4) 中心商店街活性化支援事業

① 中心商店街活性化支援補助金

中心市街地の商店街や商業団体等が実施する空き店舗改装支援事業やイベント事業等の商業振興施策に対して、徳島商工会議所と協調して補助金を交付する。

② 中心市街地活性化支援事業費補助金

中心商店街の活動を支援するため、徳島商工会議所によるまちづくり支援員の配置に対し補助金を交付する。

(5) 地域商店街活性化支援事業

① 地域商店街活性化事業費補助金

地域商業団体がイベントを開催する場合やまちづくり研究活動等のソフト事業を実施する場合に補助金を交付する。

② 商店街共同施設設置費補助金

地域商業団体による共同施設設置及び共同事業の実施に対し、補助金を交付する。

※ 中心市街地の交流人口拡大のためのソフト戦略等については、庁内的な中心市街地のまちづくりの方向性の検討を踏まえ、別途設置する中心市街地活性化有識者会議において議論いただく予定。

4 活力ある企業の育成

【施策の方針】

- ◆ 中小企業の人材力を高め、経営基盤の向上を図るため、体系的な研修の実施、ものづ

くりに関する技術習得等の支援を行う。

- ◆ 業務機能・組織基盤強化などの経営革新や、新規事業の展開を目指す中小企業を支援する。

【実施予定の施策】

(6) 中小企業等人材確保・育成事業（拡充）

① 中小企業社員人材育成事業

市内中小企業に勤務する社員を対象に、個別企業で実施できない新人社員向け研修から、管理職向け研修や専門研修までを体系的に実施する。

② ものづくり産業人材力向上支援補助

ものづくり産業に必要なスキルを持った、多様な人材を確保し、企業等の経営基盤の向上を図るため、ものづくり中小企業の経営者や社員が計画的に参加する研修等費用の一部を補助する。

③ ものづくり高度技術習得支援補助

ものづくり製造現場等において中核となって働く技術水準の高い専門的な人材を育成するため、大学、研修機関、先進企業等に1ヵ月以上社員を派遣する中小企業に対して、費用の一部を補助する。

④ ものづくり熟練技能継承支援補助

技術水準の高い専門的な熟練者のものづくり技術の継承や、後継者の育成を図ることを目的として、中小企業等が行う研修に対して、費用の一部を補助する。

⑤ ものづくり技術向上支援補助

次代を担う若年者が、高度な技能に身近に触れる機会を経験し、ものづくりに関してさらなる高い関心を持ち、技能向上に取り組んでもらうことを目的に、ものづくりに関する各種技能大会に参加する個人又は団体等に対して、奨励金を交付する。

⑥ 自己啓発奨励制度支援補助（新規）

中小企業が社員の自己啓発を奨励し、業務に関連する国家資格の取得に要する経費の助成に要する費用の一部を補助する。

⑦ 中小企業人材確保支援事業

中小企業が必要な人材の確保（採用）を図るために県内の合同企業説明会等に参加する際の費用の一部を補助する。

※《 関連 》（14）U I J ターン促進事業

(7) 中小企業の生産性向上に係る固定資産税の特例措置（新規）

中小企業等経営強化法の施行に伴い、生産性向上のために中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間固定資産税を2分の1に軽減する。

(8) 制度融資

- ① 小規模企業小口資金貸付
金融機関から融資を受けにくい小規模企業者に対して必要な資金を融資する。
- ② 経済変動対策特別資金貸付
中小企業者が経済変動、経営環境または社会環境の変動等による経営の不安定を改善するための資金を融資する。
- ③ 制度融資維持対策事業
信用保証協会に対し、制度融資における保証料率の引き下げによる保証料差額を補填する。

5 創業の支援

【施策の方針】

- ◆ 産学官金が連携するフレームワークを活用し、創業予定者や創業後間もない事業者に対して、創業に必要なノウハウの提供や、経費等にかかる支援を行うことにより、新たな事業の創出を促進する。

【実施予定の施策】

(9) 創業促進事業

- ① 相談窓口の設置、出張講座、セミナー等の実施等
創業支援事業者（商工団体、金融機関等）と連携し、創業支援相談会、出張講座、セミナー等を実施する。
- ② 創業補助金
地域に新たな需要を創出する事業、県外から外貨を取り込む事業等、地域経済への波及期待の大きい事業を創業しようとする者、また、これらの事業に取り組む創業後間もない事業者を対象に、創業に要する経費、または、事業の発展に要する経費の一部を補助する。
(本年10月より、女性・若者対象創業補助金、クラウドファンディング活用者対象創業補助金を設ける予定)

(10) 起業家育成資金貸付金

本市において、新たに創業しようとする者に対し、開業資金を貸し付ける。

6 働きやすい環境づくり

【施策の方針】

- ◆ 少子化、人口減少対策、労働者の生産性向上等の観点から、企業においてはワーク・ライフ・バランス向上の推進を図る。
- ◆ 新規雇用に対する奨励制度等の充実や若年非正規労働者の正規雇用化を促進するとともに、働き手を取り巻く環境の変化に対応する、新たな働き方を支援する。
- ◆ 産業の発展・向上に必要な労働力を確保するため、女性の就業促進を図る。
- ◆ 若者の移住・定住促進を図るために、市内の大学生の地元就職の促進、また、県外の大学へ進学した県内出身者などを対象とした地元就職の促進に取り組む。

【実施予定の施策】

(11) ワーク・ライフ・バランス推進事業（新規）

仕事と生活の両立を支援するための職場環境改善についてのセミナーを開催するとともに、テレワーク導入助成金の創設、普及活動により、多様な働き方による人材活用を進める。

(12) 若年非正規労働者正規化促進事業

非正規労働者の正規雇用化を促進するため、厚生労働省のキャリアアップ助成金に上乘せし、35歳未満の非正規労働者を正規雇用に転換した事業者に対して奨励金を交付する。

(13) 女性の再就職支援事業

女性を取り巻く雇用環境の改善を図るとともに、企業における労働力の確保を支援するため、出産、育児等のために離職した女性の再就職支援セミナー、職業紹介等を実施する。

(14) U I J ターン促進事業

① U I J ターン人材確保支援補助金

本市中小企業の人材確保と定住人口の増加を図るため、中小企業が県外人材獲得のために行う活動に要する経費の一部を補助する。

※ 《 関連 》 (7) ⑦ 中小企業人材確保支援事業

② 若年 U I J ターン者住環境整備補助金

市内中小企業に常用雇用者として雇用された若年 U I J ターン者、又は市内で起業した若年 U I J ターン者が、本市に定住する目的で住宅を新築、購入又は賃借する住宅を改修する場合に、必要な費用の一部を補助する。

(15) 児童・生徒の勤労感等の醸成事業

児童・生徒の勤労感・職業観醸成を促進するため、企業見学会等を実施する。